



®

令和4年 (2022年) 3月7日(月)

No. 15607 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「手摺の取付方法」事件－方法発明の一部を他人が実施していた事情があったが、
共同直接侵害を認めた事例。) [上] (全2回)

－令和3年(ネ)第10029号、令和3年10月13日判決言渡(東海林裁判長)／
(原審・大阪地裁平成29年(ワ)第10716号(杉浦裁判長)同旨)－

【本判決の要旨、若干の考察】

1. 特許請求の範囲(請求項1)

- A ベランダのパラペットP上にその長手方向に所定間隔おきに手摺支柱1を立設し、これら手摺支柱1の上端部に手摺笠木2を架け渡すことによって手摺本体3を形成してなる手摺の取付方法において、
- B 手摺本体3の室外側に、手摺本体3の長手方向略全域にわたってガラス上縁部嵌合溝4が連通形成

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました！

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com